
はじめに

東京都医師会 地域福祉委員会

「かかりつけ医」とは、医療を受ける側が、信頼に足る医師に与える呼称であろう。医師として、そこに込められた医療への希望を受け止め、一人ひとりの QOL の向上に寄与する適確な医療提供をめざしたい。

世界一の高齢社会となった今、加齢や生活障害に立ち向かいながら、懸命に生きる人々が求める、新たな地域ケアの姿は、QOL を OUTCOME とした「暮らしの場における医療」と、安らかな看取りにまで至る総合的ケアの提供にある。

それには、これまで実地医家が担ってきた幅広い地域医療活動に加え、多職種協働による在宅療養を提供する機能を、標準的に備える必要がある。そこには、限られた専門性や得意分野を極める医療とは異なる、なじみの医師による医療・介護・生活支援を包括した、総合的な療養を提供する姿があると認識したい。

日本医師会では、2004（平成 16）年 11 月に「高齢者医療と介護における地域医師会の取り組み指針」を、2007（平成 19）年 1 月に「在宅における医療・介護の提供体制―「かかりつけ医機能」の充実―指針」を発し、医師と地域医師会が果たすべき機能について提言した。

東京都医師会では介護保険制度の黎明期から、地域福祉委員会を中心に、地域ケアにおけるかかりつけ医機能のあり方と実践について、さまざまな分野の方々の知見に学び、医師とともに地域ケアを支える多職種との連携を模索しながら、継続的活動を行ってきた。

その過程で、高齢者医療や介護に対する、具体的に整理された知識の習得と資質の向上、医療を取り巻く諸制度の理解が不可欠であると考え、2005（平成 17）年 3 月に「かかりつけ医支援ハンドブック」を刊行した。

医療が細分化した今日、さまざまな領域を担う医師にも、地域ケアの基本要素である「かかりつけ医機能」が理解されることを願い、改訂版の名称を「かかりつけ医機能ハンドブック」と改めて刊行することとした。そして、その機能を備え、専門医療をも包括した連携を駆使して、「地域医療・保健・福祉を担う幅広い能力を有する医師像」を、地域ケアを支える街の「総合医」としてとらえることとした。したがって、本書では「かかりつけ医」と「総合医」はほぼ同義語として使用している。医療を受ける側から「かかりつけ医」として信頼される「総合的医療を提供できる医師」をめざしたいということであり、国が医療費削減を前提とした制度改定の中で示している「総合医」像とは異なる、自律的医師像である。

本ハンドブックでは、東京の地域ケアの真っ只中に現場を持つ医師たちと、看護職、リハビリ専門職、行政職の参加を得て構成される地域福祉委員会の委員自身が、日々の現実に突き当たりながら見出してきた課題、職業人として地域ケアを切り開いていくための理念を骨格に、「高齢者医療と介護保険制度」「在宅医療」「QOL」「看取り」「認知症」「高次脳機能障害」「生活機能と介護予防」「地域リハビリテーション」「包括的がん医療と緩和ケア」「権利擁護」などに関する基礎知識と、これらに対して医師がどのようにかわっていくべきかを論じている。

この第3版の改定にあたっては、2006（平成18）年4月の医療改革関連法案や介護保険法の改定、2008（平成20）年4月の後期高齢者医療制度の創設を踏まえた、今日的課題について書き加えた。

医療崩壊が現実のものとなった現場から、せまり来る少子高齢社会の頂を見上げるとき、それを登頂する命綱こそ本書に著された医療モデルと医師像であると信じたい。実地医家はもとより、多様な専門領域で活躍する医師、子育てから現場復帰しようとする女性医師、臨床研修で研鑽中の次世代を担う若き医師など、できるだけ多くの医師に一読いただき、地域ケアと「かかりつけ医機能」の理解、「かかりつけ医」たる地域医療・保健・福祉を担う幅広い能力を有する街の「総合医」像の具現化の一助となることを願っている。

2009（平成21）年3月